

政府認証基盤におけるブリッジ認証局の相互認証基準について

平成 13 年 4 月 25 日
行政情報化推進各省庁連絡会議幹事会了承
平成 15 年 12 月 17 日改定
平成 19 年 7 月 6 日改定
平成 20 年 9 月 30 日改定
行政情報システム関係課長連絡会議了承

政府認証基盤において、行政機関等認証局及び民間認証局がブリッジ認証局と相互認証を行うために満たす必要のある基準は、以下のとおりとする。

第 1 行政機関等認証局

政府共用認証局は、官職の電子証明書を発行する業務（以下「官職認証業務」という。）及び相互認証を行うための電子証明書を発行する業務（以下「相互認証業務」という。）について、次の技術基準及び運用基準に適合するものとする。

また、国・地方公共団体等が運営する認証局（政府共用認証局を除く。）については、政府共用認証局に対する基準に準じ、これに適合するものとする。

1 官職認証業務に関する基準

(1) 技術基準

政府共用認証局の認証業務運営方針（以下「CP/CPS」という。）に定められた技術事項が専門部会において策定する「行政機関等認証局CP/CPSガイドライン」（以下「CP/CPSガイドライン」という。）に準拠していること。

(2) 運用基準

政府共用認証局のCP/CPSに定められた運用事項がCP/CPSガイドラインに準拠していること。

2 相互認証業務に関する基準

(1) 技術基準

ア 政府共用認証局のCP/CPSに定められた技術事項がCP/CPSガイドラインに準拠していること。

イ 次に掲げる事項が専門部会において策定する「政府認証基盤相互運用性仕様書」（以下「相互運用性仕様書」という。）に定める仕様を満たし、かつ、ブリッジ認証局が実施する相互認証テストにおける検証により当該仕様を満たしていることが認められること。

(ア) 自己署名証明書及びリンク証明書の発行

- ・自己署名証明書を発行できること。
- ・鍵更新時にリンク証明書を発行できること。

(イ) 相互認証の開始・更新

- ・相互認証の開始及び更新時に相互認証証明書発行要求（以下「CSR」という。）を発行できること。
- ・ブリッジ認証局から受け取ったCSRに対し、検証を行った上で相互認証証明書を発行できること。

(ウ) 相互認証の失効

相互認証証明書を失効させ、証明書失効リストを発行できること。

(エ) 認証情報の格納

政府共用認証局は、相互認証証明書、自己署名証明書、リンク証明書及び証明書失効リストを政府共用認証局リポジトリに格納し、これらの証明書等をブリッジ認証局の統合リポジトリに複製できること。

(オ) 証明書等の内容

相互認証証明書、自己署名証明書、リンク証明書、官職証明書、

利用者証明書、CSR及び証明書失効リストの内容は、相互運用性仕様書に定める仕様を満たしていること。

(2) 運用基準

政府共用認証局のCP/CPSに定められた運用事項がCP/CPSガイドラインに準拠していること。

第2 民間認証局

民間認証局は、利用者の電子証明書を発行する業務（以下「利用者認証業務」という。）及び相互認証業務について、次の技術基準及び運用基準に適合するものとする。

1 利用者認証業務に関する基準

(1) 技術基準

利用者認証業務が「電子署名及び認証業務に関する法律」（平成12年法律第102号）に基づく特定認証業務の認定を受けていること。

(2) 運用基準

利用者認証業務が「電子署名及び認証業務に関する法律」（平成12年法律第102号）に基づく特定認証業務の認定を受けていること。

2 相互認証業務に関する基準

(1) 技術基準

次に掲げる事項が相互運用性仕様書に定める仕様を満たし、かつ、ブリッジ認証局が実施する相互認証テストにおける検証により当該仕様を満たしていることが認められること。

ア 自己署名証明書及びリンク証明書の発行

(ア) 自己署名証明書を発行できること。

(イ) 鍵更新時に新旧の鍵ペアを有効とする場合は、リンク証明書を発行できること。

イ 相互認証の開始・更新

(ア) 相互認証の開始及び更新時にCSRを発行できること。

(イ) ブリッジ認証局から受け取ったCSRに対し、検証を行った上で相互認証証明書を発行できること。

ウ 相互認証の失効

相互認証証明書を失効させ、証明書失効リストを発行できること。

エ 認証情報の公開

(ア) 相互認証証明書、自己署名証明書及び証明書失効リストを民間認証局リポジトリに公開すること。また、リンク証明書を発行する場合は、リンク証明書を民間認証局リポジトリに公開すること。

(イ) 民間認証局リポジトリに統合リポジトリへの参照情報を設定すること。

オ 証明書等の内容

相互認証証明書、自己署名証明書、CSR及び証明書失効リストの内容は、相互運用性仕様書に定める仕様を満たしていること。また、リンク証明書を発行する場合においても、その内容は、相互運用性仕様書に定める仕様を満たしていること。

(2) 運用基準

次に掲げる運用事項を満たすこと。

ア 認証実施規程の作成及び公開

次の事項について、相互運用性仕様書に定める仕様を満たし、かつ、当該事項を含む相互認証業務に関する認証実施規程を作成し、公開すること。

(ア) 相互認証証明書の有効期間

(イ) 証明書失効リストの発行周期

イ 事務取扱要領等の作成

次の事項について、事務取扱要領等に明確かつ適切に定めること。

(ア) 相互認証に関する業務の手順

・ 相互認証の開始・更新の手続

・ 相互認証の失効の手続

・ 認証情報の公開の手続

- (イ) 相互認証業務に従事する者の責任及び権限並びに指揮命令系統
- (ウ) 相互認証業務の監査に関する事項
- (エ) 危機管理に関する事項で、相互認証業務への対応及びブリッジ認証局への報告に関する事項

第3 見直し

本基準は、情報通信技術の動向等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。